

## テレワーク（在宅勤務）期間の延長のお知らせ

令和4年1月20日  
新潟県中小企業団体中央会

全国的に感染力が強いとされるオミクロン株への感染が急激に拡大している中、新潟県においても、1月21日から2月13日までの期間において、県内全域を区域として、まん延防止等重点措置を適用することが決定されました。

新潟県中央会としましても、一層の職場での感染リスク軽減を図ること並びに県内での拡大を防ぐため、テレワーク（在宅勤務）期間を下記の通り延長いたします。

### <期間>

1月14日から2月10日まで

出勤する職員が制限されることからご不便をおかけ致しますが何卒ご了承頂けますようお願いいたします。

実施にあたっては、ローテーションによる出勤を行い、支援業務や会員サービスの質を低下させることのないように努めてまいります。

また、接触機会低減の観点から、期間中における当会から会員組合や関係機関等への連絡は電話やメールを活用させていただき、事務所等への訪問は、ご了承をいただいている場合を除き、極力控えさせていただきますとともに、当会へのご来会に際しては、事前にアポイントをとった上で、大人数でのご来会をお控えいただきますよう、よろしくお願いいたします。

事態の沈静化、会員組合皆さまのご安全を心よりお祈りいたします。